

(仮称) ふじさわ人権文化をはぐくむまちづくり指針 構成案

指針改定に当たっての主な視点は以下の3つです。

- ① 現行の指針における課題対応
 - ・子どものいじめや障がいのある人への差別といった「喫緊の人権課題への対応」
 - ・SNS などインターネット上における人権侵害など「新たな人権課題への対応」
 - ・外国人やセクシュアルマイノリティ（性的少数者）など「理解が進んでいない人権課題への対応」
- ② 社会情勢の変化を踏まえた対応
 - ・新型コロナウイルス感染症に関連する人権問題や働く人の人権
 - ・女性や若年層に関する人権
- ③ 依然として根強く残る人権課題
 - ・同和問題（部落差別）をはじめとする社会の歴史的過程で形づくられたもの

現行・藤沢市人権施策推進指針	(仮称) ふじさわ人権文化をはぐくむまちづくり指針 構成案 ※理念の共有化が図れる構成	備考 ※項目に対する補足説明
第1章 人権施策推進指針改定に当たって	第1章 指針の改定にあたって	
	① 人権とは【新規】	※新規に掲載。啓発も含めた導入部分とする。
① 人権施策推進指針策定の趣旨	② 改定の趣旨と背景 ・人権施策推進指針策定の趣旨と背景 ・改定にあたっての趣旨と背景	※上記のように指針改定に当たっての視点を記載する。5年間の市民意識の変化として調査結果を一部掲載する。
② 人権施策推進指針改定の趣旨と背景		
③ 人権施策推進指針改定に当たっての視点		
④ 人権に関する社会情勢と本市の取組		→第4章の現状において、分野ごとの現状で整理する。
	③ 指針の位置づけ【新規】	※指針の改定にあたっては、市民、NPO・ボランティア、大学、企業といった多様な主体への周知啓発と連携をより意識した普遍的な指針とし、位置づけを明確にする。 ※「藤沢市市政運営の総合指針2024」や「藤沢市SDGs 共創指針」等との関連性を示す。 ・「藤沢市市政運営の総合指針2024」における3つのまちづくりコンセプトの一つ“共生社会の実現をめざす誰一人取り残さないまち(インクルーシブ藤沢)”を示すとともに、一人ひとりの人権を尊重し、ジェンダー平等を促進する。 ・SDGsの視点を取り入れる。
第2章 人権施策推進指針がめざすもの	第2章 人権文化をはぐくむために	
① 基本理念 「人権を大切にし、人権文化を育むまちづくり」	① 基本理念	※本基本理念は誰もが共有すべき理念であり、これまでの指針策定の経過等を尊重することからも今回の改定でもこの理念は継承する。改めて「人権文化」ということばの意義や重要性について共有を図る機会とする。
② 基本目標 ・個人が尊重され、自分らしい生き方ができる社会の構築 ・ともに支えあい、ともに生きる社会の構築 ・協働による施策の推進	② 基本目標	※本基本目標は、藤沢市がめざすべきまちの姿とも重なることから、「藤沢市市政運営の総合指針2024～2040年」や「SDGs(持続可能な開発目標)」の視点を取り込みつつ、この目標は継承する。専門用語は簡易な表現に一部変更する。
第3章 人権施策の総合的な推進に向けて	第3章 人権施策を推進するための取組	
	藤沢市市政運営の総合指針(インクルーシブ藤沢)の長期的な視点に基づく取組の考え方について	※人権施策を推進するにあたり、「藤沢らしさ」を発展・継続していくため、新たにSDGsの視点を取り入れ、「共生社会の実現をめざす誰一人取り残さないまち(インクルーシブ藤沢)」をまちづくりコンセプトの1つとして位置づけられており、これらの基本的な取組の考え方や方向性を掲載する。
	① 課題やニーズの把握	※市民の人権意識やニーズを把握するためにアンケート調査を実施する旨を掲載する。 ※「ふじさわ人権協議会」での審議、「藤沢市人権擁護委員会」をはじめとする各団体からの意見聴取、庁内関係各課で構成される「藤沢市人権事務事業推進連絡会」での議論を踏まえ、策定する旨を掲載する。
① 人権教育・人権啓発の推進	② 人権教育・人権啓発の推進	
② 相談・支援の充実	③ 相談・支援の充実	
	④ 多様な主体との協働【新規】	※各種施策を推進するためには、多様な主体と協働して進めていくことが必要ことから、市民、地域団体・機関・企業等、神奈川県や周辺自治体等、各主体との連携・協力に対する考え方を記載する。
③ 推進体制の整備		→第5章へ移動し、整理する。
④ 個人情報保護の対策		

第4章 分野別人権施策の推進	第4章 人権課題の解決に向けた取組	
①男女平等の社会づくりに向けて	①ジェンダー平等社会に向けて ①-1 女性の人権	※市では、多様な生き方や考え方を認め合うまちづくりをさらに進め、男女に限らず、誰もが生きやすい社会の実現に向けたまちづくりを進めていることから、分野別の整理では「ジェンダー平等社会に向けて」とし、その中に男女平等、セクシャル・マイノリティ(性的少数者)の人権を整理する。
【現状と課題】(国・県・市の動向、市民意識調査結果、今後の取り組み課題 等)	【現状と課題】	※国・県・市の動向(2016年度以降)、市民意識の傾向(調査結果の引用)、取組課題を記載する。
【施策の方向性】(市の取組方針)	【施策の方向性】	※市の施策(取組)と方向性を記載する。
	①-2 セクシャル・マイノリティ(性的少数者)の人権	
【現状と課題】(国・県・市の動向、市民意識調査結果、今後の取り組み課題 等)	【現状と課題】	※国・県・市の動向(2016年度以降)、市民意識の傾向(調査結果の引用)、取組課題を記載する。
【施策の方向性】(市の取組方針)	【施策の方向性】	※市の施策(取組)と方向性を記載する。
②子どもの人権を尊重するために	②サブタイトル (子どもの人権)	※以下、②～⑪とも、分野別の見出しに、方向性のわかるようなサブタイトルを掲載する予定。
③高齢者の人権を尊重するために	③サブタイトル (高齢者の人権)	
④障がいのある人の人権を尊重するために	④サブタイトル (障がいのある人の人権)	
⑤同和問題(部落差別)を解決するために	⑤サブタイトル 同和問題(部落差別)を解決するために	
⑥外国につながるのある市民の人権を尊重するために	⑥サブタイトル (外国につながるのある市民の人権)	
⑦患者等の人権を尊重するために	⑦サブタイトル (感染症患者等の人権)	※新型コロナウイルス感染症の感染拡大で、患者やその家族、感染症対策に従事する医療・介護・福祉従事者等に対する偏見や差別を含めて、整理する。
⑧就労者の人権を尊重するために	⑧サブタイトル (ビジネスと人権)	
⑨犯罪被害者等の人権を尊重するために	⑨サブタイトル (犯罪被害者等の人権)	
⑩ホームレス(野宿生活者)の人権を尊重するために	⑩サブタイトル (生活困窮者の人権)	※ホームレス(野宿生活者)に限定せず、貧困等を背景として発生する複合的な人権課題として整理する。
⑪インターネット上における人権を尊重するために 新	⑪サブタイトル (インターネット上における人権)	
⑫セクシャル・マイノリティ(性的少数者)の人権を尊重するために 新		→①ジェンダー平等社会に向けての中で整理する。
⑬さまざまな人の人権を尊重するために ・先住民族の人権 ・刑を終えて出所した人の人権 ・北朝鮮当局による拉致被害者の人権 新 ・震災等の被害者の人権 ・婚外子の人権 ・戸籍に記載がない人の人権 新 ・難民の人権 新	⑬さまざまな人の人権 ・先住民族 ・刑を終わらせて出所した人 ・北朝鮮当局による拉致被害にあった人 ・災害にあった人 ・自殺・遺された人 新 ・人身取引(トラフィッキング) 新 ・難民・避難民 ・その他の人権課題	※掲載内容は今後検討。
第5章 今後の人権行政のあり方	第5章 人権施策の推進体制	
	①推進体制の整備	→現指針の第3章3をここに移動。 ※指針の改定は概ね5年ごとに実施も明記。
①人権行政の推進とチェック機能		→①推進体制の整備に含め、整理する。
②市民との協働		→改定案の第1章③に含む
③人権に関する拠点施設の検討		
④人権行政の推進に向けた情報収集と施策の検討		
参考資料	資料	
	①市民意識調査の概要【新規】	※調査の概要、主な調査結果を掲載する。
①主な人権に関する諸条約一覧		※その他の掲載内容は今後検討。
②日本における分野別の主な人権に関する法令		
③主な関係年表		
④ふじさわ人権協議会要綱・委員名簿		
⑤藤沢市人権事務事業推進連絡会要綱		
⑥藤沢市子どもをいじめから守る条例		
⑦人権教育及び人権啓発の推進に関する法律		
⑧世界人権宣言		
⑨人権に配慮した表現等に関する留意事項について		